

公立校における教員の不当「手当」の実態調査と公開および返還指示を求める陳情

陳情趣旨

当自治体全ての公立校において、補習授業・生徒指導等を行う教職員がPTA会費から違法に「手当」を受け取る事実の有無を調査し、また違法な「手当」受給の実態があった場合には、速やかに返還させるよう求める。

陳情事項

- 1・PTA会費が教職員への事実上の「手当」として流用されている実態の有無について調査を求める
- 2・手当の実態を保護者が知らない・届出がない違法手当が発覚した場合、返還指示を求める
- 3・その他のPTA会費についても教員側による恣意的運用がないか調査を求める
- 4・PTA会費より学校運営に関わる費用を支出する際は、保護者に明確に説明するよう、透明化を高めるよう厳しく指導することを求める

平成24年3月9日、参議院決算委員会の自民党義家弘介議員の質疑の中で、沖縄の公立高校において、教員が夏季講座・補習授業・生徒指導等を行う毎に、PTA会費の中から「手当」名目で報酬を受け取っていたことが判明した。

仮にこれら補習などが保護者から明確な意思をもって教職員に依頼され、「手当」が支払われた場合であっても、一般法である地方公務員法38条で「職員は、任命権者の許可を受けなければ、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」と定められている。また、特別法たる教育公務員特例法17条には「教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる」とあり、届け出なくPTAの求めに応じて補習等を行い報酬を受け取ることは違法である。

更に、当該高校においては、保護者らは自分たちの拠出した金の中から教職員への「手当」が支払われている事を把握しないまま、求めに応じて年間7万4千円ものPTA会費を含む校納金を拠出していた。教育公務員の時間外勤務に関しては、条例規則に基づき、教職調整額、教職員特別手当としての給与4%一律上乘せ、教員特殊業務手当で支給等によって既に手当で済みである。また、子供たちが休暇中の夏季休暇に行われる夏期補習講座などは、教職員にとっては通常の勤務日における授業であり、時間外勤務でさえも無い。つまり、当該高校の教職員はこれら公的手当によって当然担保されるべき職務に関し、保護者らから更に不当に搾取を行っていたと言える。

平野文部科学大臣は義家議員の質疑に対する答弁の中で「職務時間内であれば問題」と明言している。

同様の実態がないかどうか速やかに調査公表し、実態があれば返還を指示しなくてはならない。国の将来を担う子供の教育に携わる教職員が、同じように誠実に職務を遂行する過程において、一部に不当に利益を得る者がいることを放置すれば、その全体の信用の失墜のみならず、清廉に職務を遂行している教職員の意欲を削ぐ結果ともなりかねない。

かつて戦後間もない頃においては、地方自治体の財政も逼迫しており、教職員の給与は決して高くは無く、手当でも薄く、出張旅費などもほとんど支給されない時代があった。そこで、子供の就職先を確保する進路指導業務のために教職員が企業巡りをするなどの際、保護者らが教職員の旅費等をPTA会費から捻出するといった事も行われ、学校側でも唯一学校独自に歳入の期待できるPTA会費からの拠出を、有難く受け取って来たという経緯もある。

今回のPTA会費からの「手当」流用は、学校側がこのような時代からの習慣をいまだに感覚的に引きずっていることに端を発しているものと思われる。しかし現代においては、教職員の手当でも定められ、公務には公費で予算が降りている。そのような中、通常の職務部分にまで「手当」の拡大解釈を行い、保護者に知らせぬまま不当に過大な負担を掛け続けることは、学校と保護者とがかつて築いていた信頼関係さえ打ち壊すだろう。

事実、義家議員が質疑で取り上げた証言からは、そのような信頼関係に基づいたものではない現状も垣間見える。ある校長は「実態が不当であることは知りつつも、日教組教員からの圧力が強く、「手当」を出さなければ補習授業などに協力しない、と言われて仕方なく目をつぶっている」と証言したという。それを裏付けるように、沖縄の当該高校においては「もう少し負担を低くしてほしい」と交渉した保護者に対し教員が「「手当」が出なければ早朝講義も補習講義も出来なくなり、校外の指導も難しくなる。学力も低下し進学率も下がるだろう」と返答したという。更に「高校無償化で保護者の学費負担がなくなったのだから、この程度の保護者負担はあっても仕方が無い」との主張まであるとのことだが、それとこれとは全く別の話である。

生徒の教職員に対する信頼感は、保護者と学校の信頼関係に大きく影響されることは間違いない。一日も早い実態の調査と報告を望み、不当な「手当」受給に関しては速やかに返還させることを強く訴える。

議会議長宛

平成二十二年 月 日

住所)

氏名)

署名簿がある場合

外) 名 (署名簿記載人数)

発行: SNS-FreeJapan (<http://sns-freejapan.jp/>)
制作著作 株式会社カウターカルチャー
代表取締役 小坪慎也